

大和市人権指針改定検討委員会 第1回会議記録（要点筆記）		
開催日時		令和7年6月25日（水）午後2時0分～午後4時0分
開催場所		大和市役所 会議室棟 202会議室
出席状況	委員	出席：6名 古賀会長、古谷田副会長、佐藤委員、永井委員、長沢委員 星野委員 欠席：1名 高橋委員
	事務局	3名（国際・市民共生課長 他2名）
	傍聴者	0名
公開・非公開の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
【次第】 1 開会 2 委員紹介 3 大和市人権指針の改定について 4 会長、副会長の選出 5 大和市人権指針 改定の内容について 6 大和市人権指針改定 意見交換 7 そのほか 8 閉会		
【資料】 資料1 大和市人権指針改定検討委員会 委員 資料2－1 大和市人権指針の改定について 資料2－2 大和市人権指針改定検討委員会設置要綱 資料3－1 大和市人権指針 改定の内容について 資料3－2 大和市人権指針の構成 新旧対照表 資料4 大和市人権指針 個別の人権課題 改定案		
【議事要旨】 1 開会 ◎国際・市民共生課長より挨拶 2 委員紹介 ◎各委員より自己紹介 3 大和市人権指針の改定について ◎事務局より資料2－1、2－2に基づき説明。 質疑・意見他…特になし		

4 会長、副会長の選出

互選により、会長を古賀委員、副会長を古谷田委員が務めることに決定した。

5 大和市人権指針 改定の内容について

◎事務局より資料３－１、３－２に基づき説明。

会)「情報にかかる人権課題」が「インターネットにかかる人権課題」に題名が変わっているのは、なぜか。

事) 前回改定の時点ではメディアによる人権侵害について記載していたが、現在は、インターネット上での人権侵害が社会問題となっていること、また、インターネットはメディアと異なり、個人による発信が可能であることから、「インターネットにかかる人権課題」とした。

委) 大きい意味での異文化（外国につながる方、高齢の方など）への理解や、多様性を認める視点で記載できるか。総論的に記載するか。

事) 多文化共生や異なる文化への理解を市として推進するという基本理念は、総論的に記載することができると思う。

委) この指針はこれまでどのように活かされてきたのか。市民生活の中では見えない。市民への指針の周知が重要である。

事) 市民に訴えかけるようなもの、市民が人権を意識して行動できるように、わかりやすく伝える内容としたい。

委) 性的マイノリティの中には、男らしさ、女らしさや、異性愛を前提とした社会で苦しみを感じている人もいる。ジェンダーの押し付けや、幼少期からのすりこみ、アンコンシャス・バイアスの解消について、指針の中に盛り込んでいきたい。

委) 「子ども」の「子」の表記は、漢字かひらがなか。

事) 事業所管課に確認する。

委) 大和市の人権指針として特徴的な内容はどこか。

事) 外国人市民が多いことによる「外国につながる方の人権課題」、及び、条例が存在するひきこもりの内容が特徴といえる。

会) ひきこもりについての条例があるのであれば、単体の項とする考えもあるのでは。

事) 事業所管課と調整、検討する。

6 大和市人権指針改定 意見交換

1 こどもの人権課題

- 委) こどもの人権課題のところに、ジェンダーの視点からの内容を加えたほうがよい。
- 事) 男女共同参画、性的マイノリティの部分にはあるが、こどもの部分にも含めていくことを検討する。
- 委) こどもの権利を守る内容は記載されているが、親がこどもを操作するのではなく、こどもが権利の主体として、自らの権利を行使する視点（こども基本法・こどもの権利条約）があるとよい。
- 会) 人権教育の推進の部分に、記載できると思う。
- 委) こどもの人権課題に関連して、障がい者においても、自分のことを決めるためには経験を積むことが必要。経験させるためにどうやって丁寧に「待ってあげられるか」という視点が大切。こどもが安心感とともにその権利が保障されていると思えるようにすることが理想。

2 高齢の方の人権課題

- 委) 項目の順番については、意味があるか。
- 事) 前回の改定版を踏襲したが、合わせる順番があれば、修正する。
- 会) 読みやすくするために、各個別の人権課題内の項目は、人権課題が異なっても、同様の順番にしたほうがよい。
- 委) 孤立させない、どんな人でも周りに助けを求めることができることを、記載できればよい。
- 会) 各課題のリード文のなかで、孤立させないことについて繰り返しふれる。
- 委) 高齢の方をケアする側、介護者についての内容も入れてほしい。
- 会) (3) 在宅介護者への支援に入れることができるのではないかな。

全体を通して

- 委) 法律名等は「」内で示したほうが、わかりやすいのではないかな。
- 会) 法律名は「」の表記とする。
- 委) 例えばひきこもりの人権課題の一つとされる8050問題や、高齢者の人権課題の一つである老々介護などの根底には、社会から孤立し抱え込んでしまっているといった課題がある。こうした、誰にも相談できず孤独・孤立を抱えてしまう問題については、どの分野でも生じやすい共通の課題なので、個別の人権課題のそれぞれのリード文のなかに、重複してもかまわないので記載したほうがよい。

委) 各個別の人権課題の項目で、ケアする側（介護者、親等）の権利や視点についても言及したほうがよい。

委) 個々の人権課題の中に共通する事項（例：雇用・就労等）については、記載の順番をそろえたほうがよい。

7 その他

◎第2回、3回の実施日を調整。第2回：8月29日午後、第3回：9月18日午前に決定

8 閉会

◎副会長から、閉会の挨拶。

以上

注（会：会長　　委：委員　　事：事務局）